



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 25 日 (金)
第 8 7 3 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (649) (東部福祉保健事務所)	2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (650) (〃)	2
	保安林の指定の解除予定 (651) (森林づくり推進課)	2
	都市計画法第66条による告示 (652) (道路建設課)	2
	指定居宅サービス事業者の指定 (653) (西部総合事務所福祉保健局)	3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (654) (〃)	3

告 示

鳥取県告示第649号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取市	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	平成27年9月17日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第650号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取市	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	平成27年9月17日	介護予防訪問リハビリテーション

鳥取県告示第651号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市大原字盗人谷1096の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・17号立川甕山線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

鳥取市立川町六丁目及び卯垣三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

鳥取県告示第653号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月25日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
N. K. C ナーシングコアコーポレーション合同会社	メディカルヘルパーステーション	米子市旗ヶ崎二丁目10-21	平成27年9月18日	訪問介護

鳥取県告示第654号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月25日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
N. K. C ナーシングコアコーポレーション合同会社	メディカルヘルパーステーション	米子市旗ヶ崎二丁目10-21	平成27年9月18日	介護予防訪問介護